

1 1. 秘密意匠期間変更請求書

意匠登録出願人又は意匠権者は、秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができます。（意匠法第 14 条第 3 項）

秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求をする場合の秘密意匠期間変更請求書の作成方法です。

（意匠法施行規則様式第 10）

1 1.1 秘密意匠期間変更請求書

（オンラインにより手続する場合の秘密意匠期間変更請求書の作成例）

【書類名】	秘密意匠期間変更請求書
【提出日】	平成○○年○○月○○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願○○○○ - ○○○○○○
【請求人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 0 0 2 3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 7
【ファクシミリ番号】	0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 8
【請求の内容】	秘密意匠の期間を 2 年に変更する。

説明 1 記録項目の概要

秘密意匠期間変更請求書に記録すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記 録 項 目	概 要
【事件の表示】 【出願日】 【整理番号】	・ 出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「平成○○年○○月○○日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】には願書に記録した整理番号を記録してください。 ・ 出願の番号が通知されているときは、【出願日】及び【整理番号】に代えて、【出願番号】の欄を設け「意願○○○○ - ○○○○○○」のように出願番号を記録してください。 ・ 審判に係属中のものについては、【審判番号】の欄を設け「不服○○○○ - ○○○○○○」のように審判番号を記録し、かつ、【出願番号】の欄に出願番号を記録する。 ・ 登録後に請求するときは、【登録番号】の欄を設け「意匠登録第○○○○○○○号」のように意匠登録番号を記録し、かつ、【出願番号】の欄に出願番号を記録する。
【請求人】	・ 【請求人】の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。 【請求人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【請求人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】
【請求の内容】	・ 【請求の内容】の欄には、意匠を秘密にすることを請求する期間について、変更後の期間を記録する。

11.2 書面で提出するときの注意事項

秘密意匠期間変更請求書を書面により行う場合についても、基本的にはオンライン手続の様式と同様です。

また、書面で提出する場合の注意事項については、『**1.7** 書面で出願する場合の注意事項』の「**説明**2 記載項目及び記載内容の注意点」と同様です。

（書面手続の場合の秘密意匠期間変更請求書の作成例）

【書類名】	秘密意匠期間変更請求書		
【提出日】	平成○○年○○月○○日		
【あて先】	特許庁長官 殿		
【事件の表示】			
【出願番号】	意願○○○○ - ○○○○○○		
【請求人】			
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 3		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3 - 3 - 3		
【氏名又は名称】	意匠株式会社		
【代理人】			
【識別番号】	1 0 0 0 0 0 0 2 3		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	代理一郎	Ⓜ	又は 識別ラベル
【電話番号】	0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 7		
【ファクシミリ番号】	0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 8		
【請求の内容】	秘密意匠の期間を2年に変更する。		